**第1号様式**

清算金集合・相殺通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

代表者　大阪市長

　あなたが権利を有する大阪市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の土地について、

　　年　　月　　日付で換地処分を行いましたが、当該土地にかかる徴収又は交付清算金を次のとおり集合・相殺しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 換地処分後の土地 | 清　　　　算　　　　金 | | | 抵当権等の  権利者名 | | 供託不要の申出年月日 |
| 徴　　収 | 交　　付 | 供託すべき清算金 |
|  |  |  |  |  | |  |
| 清算徴収金 | | 円 | | 台帳番号 |  | |
| 清算交付金 | | 円 | | 台帳番号 |  | |
| 供託すべき金額 | | 円 | | 台帳番号 |  | |

清－1

**第２号様式**

清算金徴収決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　　代表者　大阪市長

　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業の換地処分（　　　年　　月　　日換地処分の公告）による清算金は、次のとおりになりましたので通知します。

記

　　１　　清算徴収金　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　２　　清算金の納付期限　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　同封の納入通知書により、納付期限までにお近くの銀行等へ納付してください。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

清－2

**第３号様式**

清算金分割納付申請書

　　年　　月　　日

大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

施行者 大阪市　代表者 大阪市長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　年　　月　　日付の清算金徴収決定通知書にもとづく大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金について、次のとおり分割納付の許可を申請します。

　なお、分割納付が許可された場合、各回の分割納付期限までに納付しなかったとき、又は清算徴収金に係る宅地についての権利を第三者に譲渡したときは、納付期限を繰り上げられても異議のないことを申し添えます。

記

１　分割納付する清算金

　　　　　金　　　　　　　　円

２　分割納付計画

　　　　　　　　年払い希望

３　分割納付理由

（※注 「大阪都市計画事業　　地区土地区画整理事業施行規程第　条第１項ただし書の規定による分納を希望する者」用）

　　　分割納付計画書及び資力が乏しいことを疎明する書類を添付すること。

（注）分割納付をする場合、年　　パーセントの割合で計算した利子が付されます。

清－3

**第４号様式**

清算金分割納付許可書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の分割について、次のとおり許可します。

　ただし、各回の分割納付期限までに納付しなかったとき、又は清算徴収金に係る宅地についての権利を第三者に譲渡したときは、納付期限を繰り上げることがあります。

記

１　分割納付する清算金

　　　金　　　　　　　　円

２　各回の納付金額及び期限

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 回次 | 納　付　期　限 | 元　　金 | 利　　子 | 合計（納付金額） | 備　考 |
| １ | 年 　月　 日 |  |  |  |  |
| ２ | 年 　月　 日 |  |  |  |  |
| ３ | 年 　月　 日 |  |  |  |  |
| ４ | 年 　月　 日 |  |  |  |  |
| ５ | 年 　月　 日 |  |  |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |  |

（注）年　　パーセントの割合で計算した利子が付されます。

　第１回の金額を同封の納入通知書によりお近くの大阪市公金収納取扱金融機関で納付してください。

　第２回以降については、各納付期限までに納入通知書を送付しますので、第１回同様納付してください。

　氏名、名称又は住所を変更した場合は、直ちにお知らせください。

　清算金の全部又は一部を繰り上げて納付しようとする場合は、お申し出ください。

清－4

**第５号様式**

清算金繰上納付申請書

　　年　　月　　日

大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

施行者 大阪市　代表者 大阪市長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　年　　月　　日付で分割納付の許可を得た大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金について、次のとおり繰上納付を申請します。

記

１　繰上納付する清算金（第　　回分～第　　回分）

　元金

　　　金　　　　　　　　円

　利子

　　　金　　　　　　　　円

２　繰上納付期限の希望日

　　　　　年　　月　　日

清－5

**第６号様式**

清算金繰上納付承認通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の繰上納付について、次のとおり承認したので通知します。

記

１　納付金額

　　　金　　　　　　　　円

　　　[ 内訳 ]　元金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　　利子

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　納付期限

　　　　　　　年　　月　　日

同封の納入通知書によりお近くの大阪市公金収納取扱金融機関で納付してください。

清－6

**第７号様式**

清算金繰上徴収通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　　　　　年　　月　　日付で分割納付の許可をした大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金について、次のとおり繰上徴収するので通知します。

記

１　徴収金額

　　　金　　　　　　　　円

　　　[ 内訳 ]　元金

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　　利子

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　徴収期限

　　　　　　　年　　月　　日

３　繰上徴収理由

　　同封の納入通知書によりお近くの大阪市公金収納取扱金融機関で納付してください。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　　　 なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

清－7

**第８号様式**

督　促　状

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　下記の金額が滞納となっていますので、納付されるよう督促します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業  清算金　　　年度第　　　回 | |
| 指定納付期限 | 年　　月　　日 |
| 清算金(元金) | 円 |
| 利子 | 円 |
| 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 上記納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、督促額につき年10.75％の割合で計算した金額 |

本状の到着前に納付いただいた場合は、行き違いですのでご了承ください。

上記金額を指定納付期限までに納付されないときは、差押えを受けることになります。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

清－8

**第９号様式**

延滞金減免申請書

　　年　　月　　日

大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

施行者 大阪市　代表者 大阪市長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　私が納付すべき大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算金を滞納しましたが、次の理由を御考慮の上、延滞金を減免していただくよう申請します。

記

１　延滞金額

　　　金　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 回次 | 納付期限 | 清算金 | | | 督促状  指定納付期限 | 清算金納付日 | 延滞金 | |
| 元金 | 利子 | 計 | 日数 | 金額 |
| １ | 年　月　日 |  |  |  | 年　月　 日 | 年　月　 日 |  |  |
| ２ | 年　月　日 |  |  |  | 年　月　 日 | 年　月　 日 |  |  |
| ３ | 年　月　日 |  |  |  | 年　月　 日 | 年　月　 日 |  |  |
| ４ | 年　月　日 |  |  |  | 年　月　 日 | 年　月　 日 |  |  |
| ５ | 年　月　日 |  |  |  | 年　月　 日 | 年　月　 日 |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |  |  |  |  |  |

２　減免の理由

清－9

**第10号様式**

延滞金減免許可書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の滞納に伴う延滞金の減免について、次のとおり許可したので通知します。

記

１　延滞金額

　　　金　　　　　　　　円

２　減免する延滞金額

　　　金　　　　　　　　円

３　納付すべき延滞金額

　　　金　　　　　　　　円

同封の納入通知書によりお近くの大阪市公金収納取扱金融機関で納付してください。

清－10

**第11号様式**

清算金交付決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業の換地処分（　　　　年　　月　　日換地処分の公告）による清算金は、次のとおりになりましたので通知します。

記

　　１　　清算交付金（元金）　　交付する金額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　（内、供託すべき金額　　　金　　　　　　　　　　円）

　　２　　清算金の交付期日　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　３　　清算金支払場所　　　　大阪市北区中之島一丁目３番20号　　大阪市役所

　上記金額を交付しますので、同封の請求書兼口座振替申出書を提出してください。

　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

清－11

**第12号様式**

債務引受にかかる承諾申請書

　　　年　　月　　日

大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

施行者 大阪市　代表者 大阪市長　　　　　様

甲（債務者）

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　実印

乙（債務引受人）

住所

氏名　　　 　　　　　　　　　実印

　このたび、甲と乙は、次のとおり、重畳的債務引受の契約を締結いたしました。

　つきましては、このことについて債権者の承諾をいただきたいので、よろしくお願いします。

記

１　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者大阪市に対して負担する清算金債務（金　　　　　　　　　円）を乙は重畳的に引き受け、甲と連帯してその債務の履行を約する。

２　土地区画整理法及び同法施行令並びに大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業施行規程に定められた清算金債務についての各条項は、乙に対して準用する。

清－12

**第13号様式**

債務引受にかかる承諾書

　　年　　月　　日

甲（債務者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　様

乙（債務引受人）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　施行者　大阪市

　代表者　大阪市長

　　　　　年　　月　　日付で申出のあった大阪都市計画事業　　　地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、甲が債権者大阪市に対して負担すべき清算金債務（金　　　　　　　円）を乙が引き受け、甲・乙連帯してその債務を履行することを約したので、これを承諾します。

清－13